イ　電子入札システムによる手続開始後に、紙入札方式への途中変更は原則としてできないが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には発注者の承諾を得て紙入札方式に変更することができる。(農林水産省電子入札運用基準標準例に示す別紙様式３に記載の上提出すること。なお、提出は上記４の⑴宛てとする。)

ウ　電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更することがある。

⑯　発注者綱紀保持対策について　農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容(日時、相手方氏名及び働きかけの内容）を記録し、同規程第９条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下「委員会」という。)に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

(不当な働きかけ)

ア　自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼

イ　指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼

ウ　自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼

エ　公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取

オ　公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取

カ　公表前における発注予定に関する情報聴取

キ　公表前における入札参加者に関する情報聴取

ク　その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

⑰　その他　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : OGATA Kazuyuki, Director General of Kyushu Regional Agricultural Administration Office

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Yohai headworks right bank gates and other manufacture, and installation work, Yatsushiro plain agricultural water use project

⑷　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 30 P.M. March 12th, 2026

⑸　Time limit for the submission of tenders : 12 : 00 P.M. April 13th, 2026

⑹　Contact point for tender documentation : TSUTSUMI Yusuke, Technological Review Section, Design Division, Rural Development Department, Kyushu Regional Agricultural Administration Office, Kasuga 2―10―1, Nishi-ku Kumamoto City, Kumamoto Prefecture 860―8527 Japan. TEL 096―211―9111 ex. 4749.

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

令和８年２月26日

国立大学法人島根大学長　大谷　　浩

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　32

○第２号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　14

⑵　導入計画物品及び数量　病院情報管理システム　一式

⑶　調達方法　借入

⑷　導入予定時期　令和９年度５月以降

⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件

A　要求システムは、従来独立的な関係にあった診療系・看護系・医事系・薬剤・検査・手術/集中治療・透析・輸血・ＭＥ機器・材料系等各部門システムを有機的に統合し、本学附属病院の診療業務を総合的に支援しつつ、病院業務を円滑に運営・管理できるとともに、医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版（令和５年５月厚生労働省作成）に従ったセキュリティ管理機能(多要素認証)を備えること。

B　要求システムは、病院運営管理機能として、システム保守管理、ユーザー管理、アクセス権限及び履歴管理、人事管理、物流管理、病床管理のほか医療従事者を対象とした広報などのメッセージング機能、リスクマネジメントのサポート機能等を有すること。

C　要求システムは、全体として診療情報の開示やリスク要因の解析、外部評価などに耐えられる粒度及び可用性を備えたデータの蓄積・抽出・再利用を前提とした構成をとり、電子化診療録としての機能を有すること。加えて、要求システム内の各機能及び本調達に含まれるサブシステムならびに本院既存の各サブシステムとの間は相互に連携してデータの有効利用を図り、冗長な入力を避けること。

D　要求システムは、各サブシステムにおいて、ビッグデータ解析に適したデータの検索・抽出・可視化が容易である機能を有すること。

E　診療に関わるオーダリング機能の対象として、患者基本情報、予約（外来、入院・他科・他部署受診等)、検査(検体・生理・放射線・輸血・病理等)、処方（院内・院外等)、注射（外来・入院等、院内調剤等)、処置（外来、病棟処置、放射線治療、内視鏡・透析・理学療法等)、輸血、手術、歯科処置、看護ケア、患者移動（入退院を含む転棟・転科・主治医の変更・転床・外泊等)、食事（給食、栄養指導等)、ＩＣＤ－10コードに基づく病名（ＭＥＤＩＳ－ＤＣが発表している最新版の標準病名の利用が可能であること。)、治験等を含むこと。これらのオーダは安全・精度管理に必要となるタイムスタンプ・実施者・実施場所等の属性を保持した実施入力に基づく運用を前提とし、時系列に沿った一覧機能を有するとともに、オーダ内容の変更履歴を備えていること。

F　電子化診療録機能及び診療にかかわるオーダリング機能に連携したクリニカルパスの編集・運用が容易であること。チーム医療(褥瘡，ＮＳＴ等)において情報を有効に共有し、その記録を抽出、分析する機能を有すること。

G　電子カルテサブシステムは、診療記録・検査結果等を入力とし、リスクあるいは評価スコアをアセスメント・意思決定支援を行う機能を有し、そのデータを蓄積・解析する機能を有すること。また、ユーザーが新規のアセスメント機能を容易に作成できる編集機能を有すること。

H　電子カルテサブシステム・オーダーエントリシステムは、ＡＩを実装した診療支援システムを含めて、外部接続したサービスプログラムと情報連携できる機能を有すること。

I　患者が有する携帯型端末のアプリからの外来受付・検査受付を行い、検査参照・薬剤参照の問い合わせに対してアプリに出力する仕組みを有すること。また、患者からの必要な入力を電子カルテ上に展開する機能を有すること。

J　薬剤、検査、放射線、病理、輸血、材料、透析、医療機器管理、集中治療室、手術部、高度外傷センター、各サブシステムは、各部門のデータを一元管理し、統合的なデータベースの構築、統計、集計、(多角的な)可視化の提供機能を有すること。また、オーダーエントリシステムと連携し、オーダーの受信、検査結果の送信、報告書、会計情報、検査結果・報告書の見落とし防止機能を電子カルテサブシステムと共有する機能を有すること。

K　生体情報モニタリングシステムによる生体信号データを含めたビッグデータ時系列解析を容易に行うための機能を有すること。